# 及び

EUにおける京都議定書目標と温室効果ガス排出の状況

#### 連邦議会の動向

#### 気候変動問題に対する取組強化 -----

「修正京都議定書又は将来の拘束力有る合意に向けた交渉に米国が参加するべき」という内容を含む法案(ケリー議員(民)提出)を上院外交委員会が19-0で可決(2001年8月1日)

「米国としての気候変動対応戦略を立案するためにホワイトハウスに気候変動室を設置する」という内容を含む法案(バード議員(民)提出)を、上院行政委員会が承認(2001年8月1日)

「大統領が国家気候変動戦略を策定すること」という内容を含む法案を、上院エネルギー・自然資源委員会にマコースキー議員(共)が提出(2001年8月1日)

#### 国内排出量取引の導入の提案

経済全体を対象としたキャップ&トレード方式による国内排出量取引の導入を、上院のリーバーマン議員(民)とマケイン議員(共)が共同で提案(2001年8月3日) 提案の背景として、米国が温暖化問題でリーダーシップをとるべきこと、自主的な取組では不足であること、国際取引と連携することによりビジネスチャンスが生まれること等を提示。9月には法案を提出予定。

## 発電所からのCOっ排出削減

「主要な火力発電所全体で、市場メカニズムを活用しつつ、2007年までに CO<sub>2</sub>排出量を 1990年レベルまで削減すること」という内容を含む法案を、上院の環境・公益事業委員会に、ジェフォーズ議員(当時共和党)が提出(2001年3月15日)

「再生可能エネルギー証書等の市場メカニ ズムを活用しつつ、電力に占める再生可能 エネルギー発電の比率を 2020 年までに 20%とする」という内容を含む法案を、上院 の環境・公益事業委員会に、委員長のジェ フォーズ議員(無) が提出(2001 年 8 月 2 日)

## 州等の動向

#### 広域的な取組の強化 -

米国ニューイングランド地方(メイン州、バーモント州、ニュー・ハンプシャー州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州、コネチカット州)と、カナダの東部地方の州的事が、共同で温室効果ガスの排出削減に取り組むことに合意。

具体的な目標として、地域からの温室効果ガス排出量を、2010 年までに 1990 年レベルまで削減することを提示するとともに、そのための計画として「気候変動行動計画 2001」を発表(2001 年 8 月 27 日)

#### 発電所に対するCOっ排出規制

オレゴン州においては、州内で新設される発電所等は、CO2排出量を 17%削減 する義務が課せられている。

規制遵守のために、効率向上に加え、発電所以外での CO<sub>2</sub> 排出削減・吸収を実施すること、超過金の支払いが認められている(1997年より)

マサチューセッツ州において、主要な発電所に対する、CO<sub>2</sub>の排出総量規制 (1997~99年の平均排出量以下)を行う 法案に州知事が署名。

規制遵守のために、効率向上に加え、発電所以外での CO<sub>2</sub> 排出削減・吸収を実施することも認める(2001 年 4 月 23 日)

#### 温室効果ガス排出削減目標の設定 ------

ニュージャージー州は、温室効果ガスの 排出量を 2005 年までに 1990 年比で 3.5%削減することを目標としている。 目標達成のための様々な取組を行って おり、その一つとして、州内の大企業9社 と CO<sub>2</sub> 排出量削減のための協定を締結 (2000 年 4 月) している。 シアトル市は、2010年までに温室効果ガス排出量を1990年比で7%削減(米国の京都議定書目標と同じ)を目指すことを表明。シアトル市長は、京都議定書を支持すると共に、ブッシュ大統領の京都議定書不支持を非難(2001年7月)

#### 企業の動向

#### 排出量取引への取組

キャップ&トレード型の排出量取引が、米国中西部において2002年から実施される予定(名称はシカゴ気候取引)フォード自動車、電力会社等を含む約30の団体が参加しており、温室効果ガスの排出量を2005年までに1990年比で5%削減することを目標としている。

国際的企業によるキャップ&トレード型の 排出量取引に対する取組(名称は気候 行動のための協調)に、米国からデュポン、アルキャン等が参加。参加企業からの 1990年の温室効果ガス排出量は、日本 の約3分の1。

#### 排出削減に関する政府との合意書 -

米国の半導体工業会は、PFC の排出量を今後 10 年間で 1995 年比 10%削減することについて、米国環境保護庁と合意書に署名(2001 年3月)

#### - 自主的な排出削減の申告

企業が温室効果ガスの排出削減量を政府に自主的に申告する制度で、1999 年の申告削減量は 201 の企業からの合計で 2 億 2600 万t - $CO_2$ となった。1994 年の制度開始時に比べ 3 倍以上に増加。

#### 温室効果ガス排出削減目標の設定等

化学大手のデュポンは 全社的な温室効果ガス 排出削減目標として、 2010年までに 1990年 比で 35%削減を設定 (1999年9月) 電力大手のエンタジーは、米国の電力会社として初めて温室効果ガスの排出削減目標(2005年までに2000年水準に安定化)設定(2001年5月)

石油メジャーのテキサコでは、全ての投資計画に対して温室効果ガス排出削減の評価が必要となっており、経営戦略と排出削減戦略が一体化しつつある。

## 「気候変動問題に対する米国の国内対策:将来予想される制度の鍵となる要素」 ピュー・センターの提案

米国では、温室効果ガスの排出削減について自主的な取組を行ってきたが、結果として排出量は増大している。今後の排出削減のためには、技術開発と市場メカニズムの活用を前提としつつ、規制的な制度の導入が不可欠である。

今からすぐに温室効果ガスの排出削減を行うことは、気候変動の保護という環境上の目的だけでなく、将来、さらに高コストの対策を実施しなければならない事態を避けることにつながる。

(以下は、規制的な制度の鍵となる要素)

#### 1.温室効果ガスの排出量把握と報告 -

- 温室効果ガスの排出削減のためには、まず排出量の正確な把握と報告が先決である。
- 排出量の正確な把握は、企業による早期の排出削減が将来不利に働くことを防ぐことができる。
- また、排出量について公開することは、排出削減の大きな誘因ともなる。

#### 2. クリーン技術の開発・利用の促進 -

- 気候変動防止のためには、あらゆる分野での排出削減のための技術開発が必要である。
- 排出削減技術の開発・利用を促進するための政策には、税制優遇、低利融資、官民協力、ラベリング等、様々なものがある。

#### 3.排出削減の確保

温室効果ガス排出量削減に関する協定の締結(将来における規制の代替) -----

- 企業にとって、協定を締結することにより、長期的な削減目標について現時点で確定できることのメリットは大きい。
- ただし、その場合には法的拘束力のある協定であることが必要。
- 協定には、直接排出量だけでなく、販売した製品・サービスから生ずる間接的排出量について含むことも可能。
- 排出削減目標以上に削減できた場合には、その差について排出量取引市場での取引 を認めることも可能。

#### 主要業種に対する自主的な排出削減目標の設定(目標未達の場合は規制措置の導入)

- 業種毎に細かい規制を導入して排出削減を実施させるには時間がかかってしまう。
- 自主的な目標設定とすれば、あまり時間がかからないため、目標達成に向けてすぐに排 出削減を実施させることが可能になる。
- ただし、この場合には目標が未達であった場合には、さらに厳しい規制的措置を導入 することが条件となる。

#### 大気汚染防止規制の枠組みへの CO2排出削減対策の自主的な組み込み ----

- 特に発電所では、大気汚染物質の排出削減対策を実施することが CO<sub>2</sub> 排出量を増大させてしまうことがある(例: 脱硝施設の設置等)
- 企業が、CO<sub>2</sub> 対策を含めた総合的な大気汚染防止対策を自主的に行うことを認めることによって、長期的に見て、より望ましい対策の実施を促進することが可能となる。

#### 経済全体を対象としたキャップ&トレード型の排出量取引の制度設計と実行 -----

- 米国が温室効果ガスの排出削減を実現できるかどうかは、最終的には規制的制度の設計と実行にかかっている。
- しかしながら、規制の導入には時間がかかるため、短期的には予想される将来の規制と整合性のとれた制度を導入しておくことが重要である。
- 最も費用対効果の高い排出削減は、国際排出量取引と統合された、国内排出量取引 の導入によって実現される。
- 効果的な国内排出量取引制度のための要素としては、例えば、以下が挙げられる。
  - ・グランドファザリング、原単位、オークション、あるいはその組み合わせによる、排出枠 の最適な初期配分
  - ・排出枠の登録簿(レジストリー)や取引を管理する独立機関の設置
  - ・総排出枠の漸減
  - ・排出枠のオークションによる歳入を、減税や研究開発、雇用対策等に活用すること

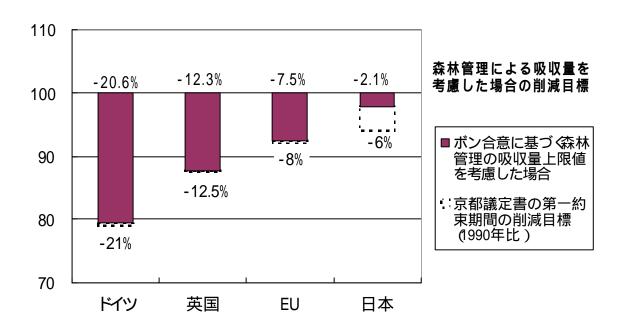
## EUにおける京都議定書目標と温室効果ガス排出の状況

#### 1.EUにおける京都議定書目標

京都議定書における温室効果ガス排出削減目標は、1990年比でEUが-8%、日本が-6%であるが、ボン合意に基づく森林管理の吸収量上限値を考慮した場合には、EUが-7.5%、日本が-2.1%となり、その差が拡大している。

1990年の排出量の約半分を占めるドイツと英国では、森林管理による吸収量上限値を考慮しても、削減目標の水準がほとんど変わっていない。

図 ボン合意に基づく森林管理の吸収量上限値を考慮した場合の各国の削減目標



(出所) 欧州連合(http://europa.eu.int/comm/environment/docum/00749\_en.htm)

(注)各国の温室効果ガス排出量の値には様々な前提がある。

## EUにおける京都議定書目標と温室効果ガス排出の状況

#### 2.EUにおける温室効果ガス排出の状況

E Uにおける京都議定書目標達成に向けた温室効果ガス排出削減状況(1999 年時点)は、全体で見ると順調であると言えるが、個別の国で見てみると、むしろ目標達成が容易でない国の方が多い。

E U全体で見て排出削減が順調に見えるのは、全体の排出量の約半分を占める、ドイツと英国での排出削減が寄与しているためである。

しかしながら、2000年の CO2排出量(推測値)は、英国では前年より2%増、ドイツでは0.2%増(エネルギー起源のみ)と増加傾向に転じており、今後の削減は容易ではなくなってきている。

EU 全体の排出量に大きな影響を持つ英国とドイツが排出増大傾向となったことにより、EUとしての京都議定書目標の達成のためには、相当な努力を必要とする状況になってきている。

表 EU各国の京都議定書目標と温室効果ガス排出量の状況

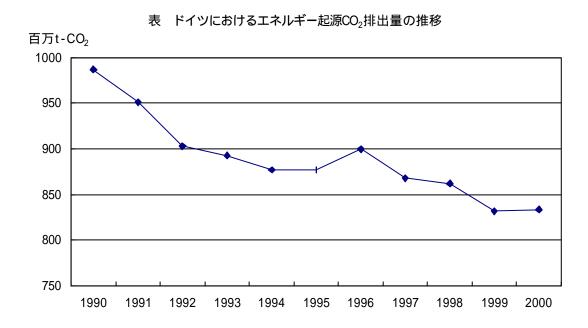
国名	京都議定書目標	99 年温室効果ガス
	(EU内再配後)	排出量増減率(対90年)
オーストリア	-13.0%	2.6%
ベルギー	-7.5%	2.8%
デンマーク	-21.0%	4.0%
フィンランド	0.0%	-1.1%
フランス	0.0%	-0.2%
ドイツ	-21.0%	-18.7%
ギリシャ	25.0%	16.9%
アイルランド	13.0%	22.1%
イタリア	-6.5%	4.4%
ルクセンブルグ	-28.0%	-43.3%
オランダ	-6.0%	6.1%
ポルトガル	27.0%	22.4%
スペイン	15.0%	23.2%
スウェーデン	4.0%	1.5%
英国	-12.5%	-14.0%
合計	-8.0%	-4.0%

(出所)欧州環境庁(http://org.eea.eu.int/documents/newsreleases/newsrelease20010423-en)

# EUにおける京都議定書目標と温室効果ガス排出の状況



(出所) http://europa.eu.int/comm/environment/climat/gge\_press.htm (注) 2000 年は暫定値



(世所) http://reports.eea.eu.int/Technical\_report\_No\_60/en/